

議案第52号

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

令和4年3月2日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）の一部を
次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の給料月額の特例）

3 当分の間、第3条第1項第2号に掲げる給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員
のうち、次の各号に掲げる者の給料月額は、同条及び第4条の規定にかかわらず、これらの規
定を適用して得た額に、それぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 保育所に勤務する保育士 9,000円

(2) 児童クラブの補助員及び放課後児童支援員 8,500円

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の基準月額の特例）

4 当分の間、パートタイム会計年度任用職員のうち前項各号に掲げる者についての第8条の規
定の適用については、同条第3項中「額に」とあるのは、「額に附則第3項各号に掲げる区分
に応じ当該各号に定める額を加算した額に」とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改

正後の条例」という。)の規定は、令和4年2月1日以後の期間に係る給与の額について適用し、同日前の期間に係る給与の額については、なお従前の例による。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。